



公益社団法人 若松法人会 広報誌 第43号

令和7年11月1日発行

あ す

明日への扉

「蟹喰池（がにはみいけ）のオニバス」

蟹喰池は遠賀町内唯一の湧水池で、国・県の絶滅危惧種オニバスの自生地です。

8～9月頃が最盛期で、直径2mを超える浮葉を浮かべることもあります。

遠賀郡遠賀町大字尾崎 2321

法人会便り

若松税務署からお知らせ・法人会活動報告
絵はがきコンクール優秀作ご紹介・租税教室など

第13回 定時総会開催

公益社団法人若松法人会は、第13回目定時総会を
令和7年6月5日(水)若松市民会館において開催しました。

総会後の臨時理事会において
神野済氏が新会長に選出され
ました。



新会長 かみの 神野 ひとし 済 氏

新会長挨拶

若松法人会 会員の皆様へ

このたび、岡部前会長の後任として、若松法人会 会長を拝命いたしました 神野済でございます。微力ではございますが、法人会のさらなる発展のため、誠心誠意努めてまいる所存です。

当法人会は、地域経済の健全な発展と、企業の社会的責任を果たすべく、これまで多くの活動を展開してまいりました。税の啓発活動をはじめとした社会貢献事業、会員相互の親睦や情報共有の場としての研修・交流事業など、これまで培われてきた信頼と実績を引き継ぎ、さらに活性化させていきたいと考えております。

特に、急速に変化する経済環境やデジタル化への対応が求められる今日、地域企業の支援や会員サービスの充実を通じて、皆様にとってより魅力ある法人会づくりを目指してまいります。

結びに、若松法人会の更なる発展と、会員企業皆様の益々のご繁栄を心より祈念申し上げるとともに、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

若松法人会 会長 神野 済

【審議事項】

第1号議案 令和6年度決算承認の件

第2号議案 役員選任承認の件

両議案とも異議なく可決承認されました

【報告事項】

令和6年度事業報告

令和7年度事業計画

令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて

令和7年度収支予算

以上の事項について事務局から報告がありました。

また、ご来賓を代表して田仲正之若松税務署長と奥野静人若松区長にご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

総会後、落語家の林家三平氏を講師に迎え、会員及び一般市民の方々も含め、約350名に「笑いと健康」と題してご講演をいただきました。



【記念講演会】講師：林家三平氏

税務署だより

■ 新任署長インタビュー



若松税務署

署長 原田 英明 様 (はらだ ひであき)

7月の人事異動で原田署長が転任してまいりました。
事務局が、インタビュー形式で、原田署長の考えや人柄をお伝えしたいと思います。

① まずは、原田署長の自己紹介をお願いします。

令和7年7月に第77代若松税務署長を拝命しました原田です。前任は長崎県五島市にあります福江税務署で署長をしていました。

出身地は田川市で、中学生の頃は遠賀川の支流である彦山川で泳いだり、魚を取ったりしていました。

これまで北九州市内の門司、小倉及び八幡税務署の勤務経験はありましたが、今回、若松税務署に勤務できて北九州市内の税務署をすべて制覇したことになり、大変嬉しく、歴史ある若松税務署に勤務できることを光栄に思っております。

② 税務署ではどのようなお仕事をされてましたか。

税務署では、主に個人課税部門での調査事務のほか、30年前になりますが、広報事務の経験があり、当時は租税教室の開催はすべて広報担当が実施していたことから、年間100回程度開催していました。このころに「マリンとヤマト不思議な日曜日」のDVDビデオが配布され、私も使用していました。

③ ご趣味は？

以前はドライブなど車に乗ることが好きでしたが、最近はもっぱら「福岡ソフトバンクホークス」の応援に球場へ行ったり、テレビ観戦をしております。めざせ日本一！

④ 若松の印象は。

管内には魅力的なものが多く、歴史的な建造物が残されており、大規模な工業地帯、エコタウンや風力発電事業など新たな建造物があり、産業革命を一見できる地域もある一方、自然をそのまま残している地域もあるなど、管内の特色や特産品など多くのことを満喫したいと思っております。

⑤ 原田署長から法人会会員の皆様へ

毎年のように税制改正が実施され、その都度会員の皆様がオピニオンリーダーとして税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動のほか、地域企業の健全な発展と、地域社会の振興に熱心に取り組んでおられますことに敬意と感謝を申し上げます。

今年は納税者の皆様の利便性向上と現金管理に伴う社会全体のコスト削減の観点から、源泉所得税を始めとする「キャッシュレス納付の推進」に積極的に取り組んでおりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

紙面の都合上、これにてインタビューを終わります。
どうも、原田署長ありがとうございました。

● よろしく願います。

新任あいさつ



法人課税第一部門
総括国税調査官

高島 翔 様

このたびの定期人事異動で若松署に配属になりました。
地域企業のリーダーとして御活躍されている法人会の皆様方と一緒に仕事をさせていただくことを光栄に思います。

不慣れな点が多々あるかと思いますが、一日も早く仕事に慣れ、皆様方との信頼関係をしっかりと維持しつつ、お力添えできますよう努力してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

● お世話になりました。

離任あいさつ



法人課税第一部門
総括国税調査官

宮田 和幸 様

今回の定期人事異動で転任することとなりました。
皆様方との交流を通じて得た貴重な経験を活かし、新天地においても努力してまいります。

若松法人会の御発展と会員の皆様方の御多幸、御健勝を心よりお祈り申し上げます。

本当にありがとうございました。

主な支部行事・地域行事案内

■若松1・2支部 【芸術文化体験講座】

令和7年3月2日能登半島沖地震の被災地復興支援のため若松法人会大会議室において芸術文化体験講座を行い、会員や一般市民の方約20名が来場し、フラワーリース制作と二胡演奏を楽しみました。



二胡演奏の帯金真理子さん



フラワーリース制作ワークショップ



■若松3支部 【献血支援活動】



令和7年4月2日(水)二島工業団地において献血支援活動の取り組みを行い、同団地の会社を中心として各社の従業員の方の協力を得ることができました。

■若松3支部 【ひびき学園支援活動】

令和6年11月10日(日)障がい者福祉支援事業として社会福祉法人ひびき学園の「学園祭」支援のため、焼きそば等の店を出店し、参加者に軽食の提供をしています。



若松4支部ひびき学園祭出店

主な支部行事・地域行事案内

■芦屋支部

【あしや花火大会2025で団扇配布】



令和7年8月4日(土)「あしや花火大会2025」の会場で芦屋支部役員が法人会の団扇配布を行いました。

【献血支援活動】



令和6年11月18日(月)芦屋町役場において献血支援活動を行い、町役場に来たお客様に協力を呼びかけました。

■中間支部

【献血支援活動】希望が丘高校



令和6年12月5日(木)希望が丘高校、令和7年2月14日(金)中間高校において献血支援活動を行い、多くの方に献血のご協力を頂きありがとうございました。

【献血支援活動】中間高校



■遠賀支部

【献血支援活動】

令和7年7月17日(木)遠賀町役場において献血支援活動を行い、町役場に来たお客様に協力を呼びかけました。



■各種研修会・全国大会

【バス研修会】



令和6年11月23日(木)若1・若2・若3・若4支部でバス研修会を実施しました。

ヤクルト佐賀工場の見学を行い、車内では「税金クイズ」で上位得点者は賞品を獲得し、盛り上がりました。



決算法人説明会は年4回実施しています。



「全国女性フォーラム」広島大会(令和6年4月18日)

各種研修会やチャリティゴルフを開催するとともに全国法人会総連合主催の各種大会に参加しています。



【チャリティゴルフ大会】



令和6年10月11日(金)若松ゴルフ倶楽部においてチャリティゴルフ大会を開催しました。

寄せられたチャリティ募金は図書寄贈基金に役立てました。本年は10月10日(金)に開催する予定です。



「法人会全国大会」(鹿児島大会)(令和6年10月3日)



「全国青年の集い」福井大会(令和6年11月7日)

■広報委員会によるラジオ放送

○【FMラジオ「明日への扉」】 毎月第2火曜日11:00～

Air Station Hibiki 88.2MHzにて、生放送でラジオ番組を放送しています！若松法人会の情報発信、税に関する情報、そして地元の話題など音楽を交えながら楽しくお送りしています。YouTubeでライブ視聴もできます。

今年度も広報委員会、青年部会、女性部会による3組のパーソナリティーの皆様を担当していただいております。



石本敬様・杉山美紀様



中野菜穂様・須藤司様



小早川輝成様・中村翔様

○【FMラジオ「どうしてどうしてどうしてレディオ」】 毎月第1火曜日11:00～

次世代のラジオパーソナリティーを育てるため、令和7年4月から出演希望者が誰でも参加できるラジオ番組を始めました。

青年部や女性部の皆さん参加をお願いします。

中野菜穂様・須藤司様が担当しています。



青年部会活動

■ 青年部会 租税教室

青年部会は租税教育活動の一環として、小学校6年生を対象に税金の重要性を分かりやすく楽しく児童に説明する租税教室を実施しています。今年度は専門の委員会を立ち上げたことで、江川小学校、くきのうみ小学校、小石小学校、島門小学校、芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、内浦小学校、山田小学校、吉木小学校の10校にて開催することができました。



みんな真剣に勉強してるね
税金はみんなの暮らしや
社会に役立っているんだよ☆



女性部会活動・図書寄贈

■ 女性部会 絵はがきコンクール

租税教室を実施した小学校を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を行い、毎年数百通の応募をいただいています。

優秀作品には表彰状と記念品を贈呈し、税に関する知識向上につなげています。



■ 図書寄贈

今年度も若松法人会から図書寄贈を3自治体に行いました。

各首長から市民及び児童向け図書を充実させることが出来ると大変喜んでいただきました。

遠賀町（令和7年2月18日）



中間市（令和7年3月5日）



若松区（令和7年3月19日）



夏のタベ 開催

■ 2025 年 8 月 1 日 岡垣ぶどうの樹にて開催！

令和7年度も若松法人会の毎年恒例大イベント、「税を考える～夏のタベ」が盛大に開催されました。会場にはこの日を待ちわびていた 200 人を超す参加者が集い、税金クイズ等で皆様と一緒に楽しい時間を過ごしました。



神野会長による開会のご挨拶

門司岡垣町長からのご祝辞



原田若松税務署長による
乾杯ご発声



毎年大盛り上がりの税金クイズ！

チャリティー販売は
あっという間に売切れ！
売上の全額を能登半島
地震被災地への寄付と
しました



今年も岡垣町の「ぶどうの樹」による心のこもった美味しいおもてなし！



法人会からのお知らせ

■功労者表彰(敬称略)

【令和7年6月4日第13回定時総会において次の方々が表彰を受けられました。】

1【全国法人会総連合会長表彰】(理事・監事・委員)

副会長	岩見 美知代	(株)九州マイクロテック
副会長	神野 済	神野建設(株)
副会長	白石 信和	(有)若松緑地建設

2【福岡県法人会連合会会長表彰(理事・委員)】

会長	岡部 憲昭	遠賀信用金庫
理事	北山 勝志	(有)きたやま・ミート
広報委員	森 藤達雄	(株)芳野ケアサポート
広報委員	中野 菜穂	(株)NAO

3【若松法人会会長表彰】 (特別功労賞)

会長	岡部 憲昭	遠賀信用金庫
副会長	小役丸 秀一	(株)グラノ24K
副会長	岩見 美知代	(株)九州マイクロテック
副会長	松岡 功峻	(福)福祉松快園
監事	近藤 邦雄	近藤邦雄税理士事務所

(優良会員)

若松1支部	迫田 千明	(株)若松花のチモト
若松3支部	上田 和明	(株)上田電設
中間支部	金沢 美生子	(株)SAN-KEI
水巻支部	山口 秀信	(株)サンワーク
岡垣支部	中村 翔	名神産業(株)

■令和7年度役員改選(任期2年間)

令和7年6月4日(水)第13回定時総会において次のとおり新役員が選任されました。
どうぞよろしくお願いいたします。

役職	氏名	法人名等	役職	氏名	法人名等
会長	神野 済	神野建設(株)	理事	石川 利彦	福栄工業(株)
副会長	白石 信和	(有)若松緑地建設	理事	古賀 正知	若松酒類販売(株)
副会長・専務理事	石本 敬	(株)物流なかま	理事	濱崎 勇	(株)三養基
副会長	山本 剛平	山本段ボール(株)	理事	遠藤 彰	遠藤自動車工業(株)
副会長	藤村 由紀子	(株)ウイステリア	理事	大山 博志	(株)オーエヌグループ
副会長	久保田 義信	(有)夢工房	理事	北山 勝志	(有)きたやま・ミート
副会長	井野 敬一郎	遠賀信用金庫	理事	大村 秀三	さつき運送(株)
副会長	小野 益博	九州北部税理士会若松支部	理事	山藤 寛	山藤建設(株)
常任理事	本田 一郎	いち和(株)	理事	中野 菜穂	(株)NAO
常任理事	黒山 敏治	黒山興産(株)	理事	山口 秀信	(株)サンワーク
常任理事	田原 啓三	(株)廣松組	理事	太田 信博	(株)はつしろ
常任理事	杉山 美紀	(有)スギヤマ自動車	理事	川地 啓輔	高陽産業(有)
常任理事	福田 秀徳	(株)福田工務店	理事	小早川 輝成	(株)住研
常任理事	森 藤達雄	(株)芳野ケアサポート	理事	田代 太一郎	タソー(有)
常任理事	仁部 義宏	仁部義宏税理士事務所	理事	中村 翔	名神産業(株)
理事	上田 和明	(株)上田電設	理事	三原 光広	(株)オリジン都市開発
理事	迫田 千明	(株)若松花のチモト	理事	村尾 啓介	(株)オンガ
理事	外山大 輔	福岡ひびき信用金庫若松支店	監事	上野 隆蔵	日本造船鉄工(株)
理事	竹内 清二	(税)竹内会計	監事	松田 剛和	松田剛和税理士事務所

法人会からのお知らせ

■令和6年7月～令和7年6月新しくご入会いただいた皆様です。

支 部	法人名等	所在地
岡 垣	(株)佐藤ビル建材工業	岡垣町東松原
若 4	(有)常栄	若松区塩屋
水 巻	(株)サンエイ	水巻町吉田西
遠 賀	(有)日名子塗装	遠賀町大字木守
遠 賀	(有)総合産業	遠賀町大字鬼津
中 間	(有)メイクアップヒローズ	中間市大字上底井野
中 間	今村工務店(株)	中間市大字垣生
水 巻	創建電気通信システム(株)	水巻町吉田南
中 間	(株)ライフコム	中間市岩瀬西町
若 1	(労務)若松社会保険労務士セナ-	若松区山手町
若 1	(株)エスケイ海運	若松区本町
若 1	北九マリンシステム(株)	若松区本町
遠 賀	(株)北斗	遠賀郡遠賀町
岡 垣	(株)オリオ工機	遠賀郡岡垣町
水 巻	折尾タクシー(株)	遠賀郡水巻町
水 巻	(株)九信建設	遠賀郡水巻町
水 巻	(株)頼生	遠賀郡水巻町
中 間	(株)ヒサノ	中間市土手ノ内
中 間	エステック(株)	中間市弥生
岡 垣	アルファ税理士法人	岡垣町海老津駅前
中 間	(福)新星会双葉幼稚園	中間市中間

支 部	法人名等	所在地
若 2	(株)しゅんさいくらぶ	若松区上原
若 4	(株)ゲイン商運	若松区高須南
若 4	(株)K-Planning	若松区花の路
水 巻	(株)井上機工	水巻町吉田西
若 4	(株)エイユウ工業	若松区東二島
若 3	(株)松蓮建設	若松区藤ノ木
若 4	(株)セキリュティーしらしま	若松区二島
若 1	(株)USHIJIMA	若松区本町
水 巻	(株)KTSエンジニア	水巻町下二東
岡 垣	(株)綾建	遠賀町老良
遠賀賛助	NAKANOAUTO	遠賀町今古賀
遠賀賛助	トータルリペアM-TEC	遠賀町広渡
若4賛助	中野技建	若松区鴨生田
中間賛助	T'sマーケット	中間市土手の内
中間賛助	おそうじきよら	中間市上底井野
水巻賛助	遠賀法律事務所	水巻町吉田東
水巻賛助	九州工芸	水巻町二東
水巻賛助	内装店・NORI	水巻町頃末北
水巻賛助	矢野商会	水巻町二西
水巻賛助	TIEN	水巻町猪熊
水巻賛助	原田信之司法書士事務所	水巻町頃末北



アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック 北九州支社 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

税務署からのお知らせ

給与・会計担当の方 必見!!

使ってみたら**便利**です！ キャッシュレス納付！

キャッシュレス納付 3大メリット!!

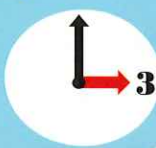
メリット1

お出かけ不要！
待ち時間なし！



メリット2

15時過ぎても
大丈夫！



メリット3

操作は、
簡単・明快！



あなたに適したキャッシュレス納付が選べます

ダイレクト納付

即時（又は指定した期日）に、届出口座から
振替により納付する方法

納付日を指定できる
唯一の納付方法

Direct

インターネットバンキング

インターネットバンキング
口座等から納付する方法

口座があれば
即利用可能

Internet
Banking

振替納税 ※個人の方のみ利用可能

Direct Debit

スマホアプリ納付

App

クレジットカード納付

Credit

各キャッシュレス納付の
詳細はコチラ

(福岡局HP) →



ダイレクト納付の詳細はコチラ

操作マニュアルもあります!!

(福岡局HP) →



イチオシ!!

特に **源泉所得税** は、キャッシュレスがオススメ!!

どなたでも利用可能な **体験コーナー** あります!!

まずは気軽に体験してみませんか?



(e-Tax HP)



住民税をはじめとする地方税も

eLTAXでキャッシュレス!!



(eLTAX HP)



福岡国税局・税務署

07.07

福岡県からのお知らせ

福岡県内全市町村は

給与所得者(従業員)の方々の納税の利便性の向上と税負担の公平性を図るため

個人住民税の特別徴収を徹底しています

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、法令(地方税法第321条の4及び市町村条例)により、特別徴収義務者として指定され、従業員の方の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収制度による事務の流れ・手続き



原則として全ての従業員の方が対象となりますが、次の「特別徴収を行わないことができる者」に該当し、特別徴収することが困難な従業員の方がいる場合は、事業主の方からの「普通徴収申請書」による申し出により、特別徴収を行わないことができます。

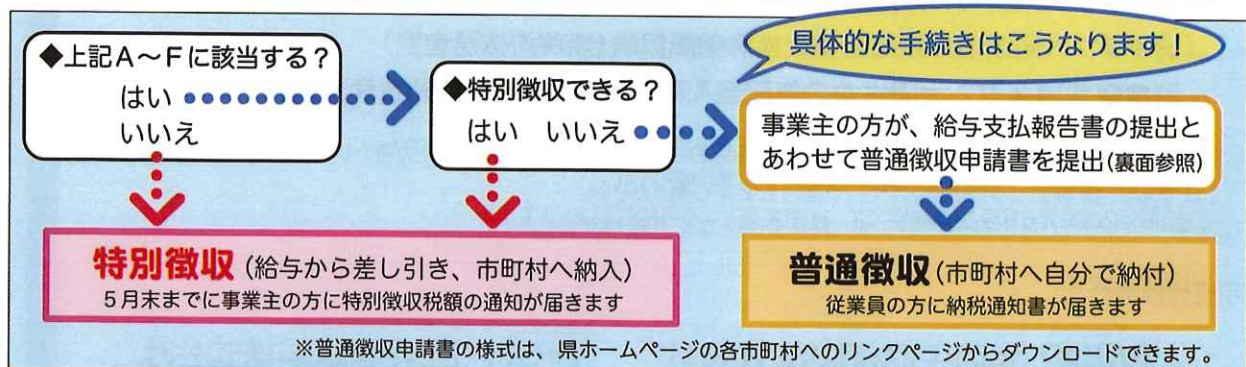
特別徴収を行わないことができる者

- ① 次の条件に該当する給与所得者(従業員)の個人住民税

 - A 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
 - B 給与の支払いがない月がある者
 - C 年間の給与の支払金額が、930,000円以下である者
 - D 他から支給される給与から特別徴収されている者(乙欄該当者)
 - E 事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)
- ② 次の条件に該当する給与支払者(事業主)

 - F 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする者。又は、他市町村を含む給与受給者総数が2人以下である者

給与受給者総数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者数です。ただし、左記A～Eの給与所得者の要件に該当する者を除く人数となります。



■具体的な事務手続きに関するお問合せ先

各市町村 個人住民税担当課

- 特別徴収適正実施の推進に関すること
- 福岡県ホームページをご覧ください

福岡県 特別徴収推進 検索

給与支払報告書などの提出は
電子申告をご利用ください

エルタックス
eLTAX